会 計 検 査 院

交流採用（ 民間企業 → 国 ）

① 府省・業務内容のＰＲ

会計検査院は、日本国憲法第９０条の規定等に基づき、国の収入支出の決算等の検査を行う国の機関であり、他から制約を受けることなく検査を実施できるよう、国会及び裁判所に属さず、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関です。

検査の結果は、検査報告として、内閣を通じて、決算とともに国会に提出されるなどして、決算の審査及び次の予算の編成や執行に活用されます。

会計検査院は、事務所に在庁して検査を行うだけでなく、検査対象機関の事務所や事業が実際に行われている場所に職員を派遣して実地検査を行っており、実地検査箇所は全国各地に及ぶほか、海外においても検査活動を行うことがあります。

本院に交流採用した方には、民間企業や監査法人での経験を活かして会計検査業務に従事していただくことにより、広い視野に立って業務全般を見渡し、問題点を鋭くフォーカスして改善につなげる力を養っていただけると考えています。

② 交流採用を行いたい役職段階、経験年数、採用予定時期

調査官等（係長級又は課長補佐級）・室長級（３０～５０歳）若干名

（具体的な時期については、各企業様の事情も踏まえ、相談させていただきます。）

③ 交流採用を行いたいポジション及び職務内容

国や国が出資している法人等の検査を担当する部署等において、行政の効率化や会計経理の適正化を目指して検査業務等に従事していただきたいと考えています。

④ 今回募集するポストに必要な能力・経験等

業種は問いません。

民間企業や監査法人において、経理・調達・製造・監査その他の分野で、次のような業務経験等のある方

ア　経費や製造原価の削減、会計経理の適正化等に関連する実務経験

イ　企業会計や内部統制・内部監査等に関する知見と実務経験

ウ　システム開発・運用、システム導入のプロジェクト管理、システム監査、セキュリティ監査、システム関連のリスク分析、内部監査、アドバイザリー等に関する実務経験

〔担当者〕

氏　名：徳永　隆幸

所　属：事務総長官房人事課　副長

連絡先：03-3581-8122